平成２６年（フ）第２９２号
佐賀市神野東３丁目14番７号
債務者　木下アキ子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５２号
宮崎県串間市大字大平6526番地１、前住所宮崎市花ケ島町笹原2300番地４　101コーポ笹原106号
債務者　深江　康輔
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第１４０号
茨城県取手市井野4930番地　ウインドミルＤ101、前住所茨城県取手市井野4930番地　ウインドミルＤ102
債務者　猪又　麻希
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１５２号
茨城県牛久市牛久町3069番地の７
債務者　飯泉　良介
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１６１号
茨城県取手市戸頭779番地56
債務者　堀池　大吉
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１６２号
茨城県取手市宮和田370番地２
債務者　佐藤　貴史
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１６３号
茨城県取手市宮和田370番地２
債務者　佐藤千加子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１６４号
茨城県稲敷市椎塚1543番地１
債務者　横田千恵子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１６５号
茨城県守谷市乙子12番地の２
債務者　土信田和男
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１６６号
茨城県龍ケ崎市藤ケ丘７丁目23番地４、前住所茨城県龍ケ崎市松ケ丘１丁目25番地14　グレーシア松ケ丘202
債務者　小手　栄治
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第３５１号
愛知県西尾市一色町松木島中切125番地８
債務者　柴崎　里美
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２４５号
兵庫県伊丹市稲野町７丁目60番地　第二稲野マンション103号、前住所兵庫県伊丹市御願塚４丁目９番１―103号
債務者　南川　和昭
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２９２号
兵庫県伊丹市中野西１丁目100番地
債務者　枡之内良充
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第５５４号
兵庫県芦屋市西山町20番６号
債務者　Ｔａｋｅ　ｉｔ’ｓこと　山村　真治
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６６３号
兵庫県芦屋市業平町６番19号
債務者　守屋のり子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３５９号
沖縄県南城市佐敷字屋比久120番地３
債務者　山内しのぶ
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１１４７号
札幌市西区西野７条10丁目12番30号
債務者　木附　栄美（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部